

平成 25 年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算

平成 25 年度大磯町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,987,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、140,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 25 年 2 月 15 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1	国民健康保険税	927,518
	1 国民健康保険税	927,518
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	583,406
	1 国庫負担金	555,203
	2 国庫補助金	28,203
4	療養給付費交付金	201,867
	1 療養給付費交付金	201,867
5	前期高齢者交付金	1,241,322
	1 前期高齢者交付金	1,241,322
6	県支出金	157,777
	1 県負担金	25,307
	2 県補助金	132,470
7	共同事業交付金	368,102
	1 共同事業交付金	368,102
8	財産収入	20
	1 財産運用収入	20
9	繰入金	495,760
	1 他会計繰入金	475,760
	2 基金繰入金	20,000
10	繰越金	10,000
	1 繰越金	10,000
11	諸収入	1,227
	1 延滞金及び過料	1,002

款	項	金 額
	2 預金利子	千円 1
	3 雑入	224
	歳 入 合 計	3,987,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 43,889
	1 総務管理費	39,075
	2 徴税費	4,517
	3 運営協議会費	297
2 保険給付費		2,800,200
	1 療養諸費	2,496,500
	2 高額療養費	285,300
	3 葬祭費	3,500
	4 出産育児諸費	14,700
	5 移送費	200
3 後期高齢者支援金等		520,775
	1 後期高齢者支援金等	520,775
4 前期高齢者納付金等		768
	1 前期高齢者納付金等	768
5 老人保健拠出金		24
	1 老人保健拠出金	24
6 介護納付金		218,477
	1 介護納付金	218,477
7 共同事業拠出金		378,889
	1 共同事業拠出金	378,889
8 保健事業費		18,776
	1 保健事業費	1,869
	2 特定健康診査等事業費	16,907
9 基金積立金		20
	1 基金積立金	20

款	項	金額
10	公債費	1 千円
	1 公債費	1
11	諸支出金	3,181
	1 償還金及び還付加算金	3,181
12	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		3,987,000